

平成22年7月16日
農 林 水 産 省

口蹄疫発生に伴う関連対策（概要）

※下線部が7/16に追加・見直し部分

1. 発生農家への対応

(1) 殺処分家畜等に対する手当金

患畜：家畜の評価額の1/3、疑似患畜：同 4/5

①疑似患畜に対する手当金の概算払いによる迅速な交付

②疑似患畜の評価額と手当金の差額（1/5）について、宮崎県が負担した場合、総務省において全額を特別交付税で措置

(2) 家畜防疫互助基金の実施

防疫措置終了後の経営再開等を支援するため経営支援互助金を交付（互助金非加入分は加入分の1/2相当額を交付）

(3) 死体、汚染物品の焼埋却に要した費用に対する交付金（1/2）

2. ワクチン接種農家への対応

ワクチン接種を行った家畜について、早期殺処分のための殺処分奨励金（時価評価額）と経営再開支援金（肉専用種肥育牛：59,000円 等）等（別紙1）を交付

3. 搬出制限区域内からの早期出荷対策

①早期出荷を行い、一定期間内の家畜の導入を自粛する場合、早期出荷による価値の低下分（肉専用種肥育12ヶ月以上28ヶ月未満：500,500円 等）及び出荷促進支援金（肉専用種肥育：19,500円 等）を交付（別紙2）（ワクチンを接種した移動制限区域周辺の搬出制限区域）

②直ちに販売できない食肉の冷凍保管等に要する経費を助成

4. 当面及び経営再開に向けた資金対策等

(1) 家畜疾病経営維持資金の融資枠等の拡大

①家畜疾病経営維持資金の貸付対象を搬出制限区域内の農家まで拡大し、さらに家畜市場の開催中止の影響を受けた九州・沖縄の子牛・子豚出荷農家を追加。

②融資枠を100億円から300億円に拡大

③貸付限度額の引き上げ（経営再開資金：2,000万円（法人8,000万円）→特認設定、経営継続資金：1.3倍）

- (2) 農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の引き上げ
 - 口蹄疫の発生により経営が悪化した農業者に貸し付けられる農林漁業セーフティネット資金について、貸付限度額を引き上げ（年間経営費3か月分又は300万円→年間経営費6か月又は600万円）
- (3) 殺処分又は早期出荷した農家が優良種畜をリース方式で導入する場合の支援（金利相当額の1/2補助）
- (4) 口蹄疫により経営が悪化した農業者に対する農業近代化資金の融資条件につき、県の判断で償還期限を15年以上に延長した場合にも、当該融資の保証については引き続き低い保険料率を適用する特例を措置
- (5) 資金の円滑な融通や支払猶予等に関する要請
 - 金融機関に対する資金の円滑な融通・既往貸付金の償還猶予、配合飼料メーカーやリース会社等に対する飼料代やリース料の支払猶予について要請

5. 出荷遅延対策

- (1) 子牛の出荷遅延対策
 - 宮崎、鹿児島、熊本県内の子牛の出荷遅延に係る助成（「当該農家の平均出荷日齢+30日」から直近（1回目）市場再開日または2回目の市場開催日までの間、子牛：1頭・1日当たり400円）
- (2) 繁殖部門で生産された子畜の繁殖利用又は肥育用の簡易畜舎のリース畜産高度化支援リース（1/3補助付きリース）の対象として、繁殖部門で生産された子畜の繁殖利用又は肥育用の簡易畜舎（宮崎、熊本、鹿児島）を追加
- (3) 肥育牛の出荷遅延対策
 - ① 移動制限区域内及び搬出制限区域内（搬出制限を含め40日を超えて制限が課された地域）の肥育牛の出荷遅延に係る助成（「当該農家の平均出荷日齢+40日」を超えて飼養している肥育牛：1頭・1日当たり600円）
 - ② 移動制限区域等（搬出制限を含め40日を超えて制限が課された地域）で出荷適期を超えた肥育牛への助成（「当該農家の平均出荷日齢+40日」を超えて出荷され、枝肉重量540kg以上の肥育牛：21,000円/頭）
- (4) 移動・搬出制限区域内における肉豚の出荷遅延対策
 - 移動・搬出制限区域内で出荷適期を超えた肉豚への助成を措置（枝肉80～85kg：4,000円/頭、枝肉85kg以上：11,000円/頭）

6. 家畜を出荷できない畜産経営対策等

(1) 経営安定対策等の要件緩和・特例措置

- ①九州・沖縄における肉用子牛生産者補給金の飼養開始月齢の要件を緩和（2か月齢未満→5か月齢未満）
- ②九州・沖縄における肉用牛肥育経営安定特別対策（新マルキン）の登録月齢の要件を緩和（14か月齢未満→17か月齢未満）
- ③移動・搬出制限区域内における新マルキンの生産者拠出金の免除期間を延長（4月～6月→7月～9月）
- ④移動・搬出制限区域内における養豚経営安定対策の生産者拠出金の免除期間を延長（4月～6月→7月～9月）
- ⑤宮崎、鹿児島、熊本県内における肉用牛繁殖経営支援事業の子牛の平均売買価格の算定に口蹄疫の影響を反映
- ⑥宮崎県における新マルキンの粗収益の算定に口蹄疫の影響を反映
- ⑦宮崎県における養豚経営安定対策の枝肉価格の算定に口蹄疫の影響を反映

(2) 滞留する家畜等への対応策の措置

- ①畜産高度化支援リース（1/3補助付リース）の対象として、ヌレ子用のカーフハッチ（九州・沖縄）や、簡易畜舎（移動・搬出制限区域）を追加
- ②繁殖肥育一貫生産方式導入支援（27,000円/頭）の対象として、九州・沖縄の農協が新たに離農農家の牛舎等を活用して肥育する地域内一貫生産を追加
- ③移動・搬出制限区域内で滞留する子豚の淘汰及び焼却・埋却への助成を措置（子豚1頭当たり9,500円、人工流産母豚1頭当たり21,000円）
- ④九州・沖縄の家畜市場から家畜商組合が肉用牛預託事業のために導入する子牛月齢の要件を緩和（12か月齢未満→15か月齢未満）
- ⑤優良繁殖雌牛更新促進事業（21年度補正予算）における九州・沖縄の家畜市場から導入する子牛の月齢の要件を緩和（12か月齢未満→15か月齢未満）
- ⑥宮崎、熊本、鹿児島、大分県内の家畜市場の再開に対し、防疫強化への助成、並びに4県外からの購買者への輸送費補助への助成（1/2補助：九州内1,000円/頭以内、九州外2,500円/頭以内）を措置
- ⑦輸出困難となり全国のと畜場に滞留する原皮の処理への助成を措置（豚原皮の国内利用促進100円/枚等）

7. 家畜共済事業における対応

九州各県及び沖縄県に対し、(1)及び(2)の対応を指導

- (1) 家畜共済掛金の納入を猶予する特例措置を講ずるよう県を通じて共済組合等を指導
- (2) 共済掛金を分納している者に対する共済金支払の免責の適用除外
- (3) ワクチン接種農家に対し、ワクチン接種時以降の共済掛金残期間に相当する掛金(加入者負担部分)の返還(該当農業共済組合の共済規程の改定)

8. その他

- (1) 戸別所得補償モデル対策の申請等の期限の弾力的運用

宮崎県及び隣接県(熊本県、鹿児島県及び大分県)において、口蹄疫の状況を踏まえて、モデル対策の申請等の期限を弾力的に運用

- (2) 飼料作物等の新たな需要先の確保支援等

飼料作物等(WCS用稲、飼料用米、飼料作物)の需要先確保に向けてマッチングの取組を推進するとともに、新たな需要先が確保できない農家に対し、特例として3.5万円/10aを助成

(参考：他省庁関係)

(1) 資金貸付措置【中小企業庁等】

- ① 日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会及び商工会議所等
55か所に設置された「口蹄疫に関する中小企業支援対策相談窓口」
における融資相談
- ② 日本政策金融公庫によるセーフティネット貸付の利用手続きの簡
素化
- ③ 金融機関からの借入れを行う際に信用保証協会の一般保証と別枠
で保証が受けられる景気対応緊急保証（セーフティネット保証）の
活用
- ④ 商工組合中央金庫（中小企業が対象）、日本政策投資銀行（中堅・
大企業が対象）による危機対応貸付
- ⑤ 中小企業基盤整備機構による小規模企業共済加入事業者の緊急経
営安定貸付の利用条件緩和（売上高減少の確認期間3か月又は6か
月→1か月）

(2) 雇用調整助成金の要件緩和等【厚生労働省】

- ① 雇用調整助成金を利用する場合の支給要件の緩和（事業活動縮小
の確認期間3か月→1ヶ月）
- ② 雇用調整助成金の利用手続きに係る特例（移動制限解除直後から
利用可能となるよう措置）

(3) 労働保険料、社会保険料の納付の猶予等【厚生労働省】

- ① 労働保険料の納付の猶予
- ② 厚生年金保険料等（全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険
料及び子ども手当拠出金を含む。）の納付の猶予
- ③ 国民年金保険料の免除
- ④ 年金給付の支給停止の取扱い
 - ・ 20歳前傷病による傷害基礎年金等に関し、支給を停止されている方が、口蹄
疫による被害により、その財産に相当な損失を受けた場合、その被害を受
けた方の所得を理由とする支給停止等を行わない。

口蹄疫感染拡大防止緊急対策助成単価等一覧

(単位：円)

種 類	区 分	殺処分奨励金	加算金	経営再開支援金
肉用牛 繁殖	12ヶ月齢未満	評価額	400円/日	59,000
	12ヶ月齢以上 24ヶ月齢未満	評価額	680円/日	59,000
	24ヶ月齢以上	評価額	680円/日	179,000
肉専用種 肥育	12ヶ月齢未満	評価額	400円/日	59,000
	12ヶ月齢以上	評価額	600円/日	59,000
乳用種 肥育	12ヶ月齢未満	評価額	400円/日	31,000
	12ヶ月齢以上	評価額	600円/日	33,000
交雑種 肥育	12ヶ月齢未満	評価額	400円/日	33,000
	12ヶ月齢以上	評価額	600円/日	37,000
酪農	12ヶ月齢未満(雌)	評価額	400円/日	31,000
	12ヶ月齢以上 24ヶ月齢未満(雌)	評価額	680円/日	33,000
	24ヶ月齢以上(雌)	評価額	1,050円/日 ~1,440円/日	193,000
養豚	種豚(雌)	評価額	120円/日	56,000
	種豚(雄)	評価額	120円/日	56,000
	肥育豚	評価額	120円/日	13,000

(別紙2)

早期出荷促進対策助成単価等一覧

(単位：円)

種 類	区 分	出荷促進助成金		出荷促進 支援金
		価値の低下分 の助成	化製処理 費用の助成	
肉用牛 繁殖	12ヶ月齢未満	評価額	4,500	19,500
	12ヶ月齢以上 24ヶ月齢未満	評価額と販売額の差	—	19,500
	24ヶ月齢以上	評価額と販売額の差	—	59,500
肉専用種 肥育	12ヶ月齢未満	380,000	4,500	19,500
	12ヶ月齢以上 28ヶ月齢未満	500,500	—	19,500
	28ヶ月齢以上	—	—	19,500
乳用種 肥育	12ヶ月齢未満	116,000	4,500	10,500
	12ヶ月齢以上 20ヶ月齢未満	180,500	—	11,000
	20ヶ月齢以上	—	—	11,000
交雑種 肥育	12ヶ月齢未満	181,000	4,500	11,000
	12ヶ月齢以上 26ヶ月齢未満	288,000	—	12,500
	26ヶ月齢以上	—	—	12,500
酪農	12ヶ月齢未満	評価額	4,500	10,500
	12ヶ月齢以上 24ヶ月齢未満	評価額と販売額の差	—	11,000
	24ヶ月齢以上	評価額と販売額の差	—	64,500
養豚	種豚(雌)	評価額と販売額の差	—	18,500
	種豚(雄)	評価額と販売額の差	—	18,500
	肥育豚 (概ね生体90kg未満)	30,500 (離乳前は15,000)	3,000 (離乳前は1,500)	4,500 (離乳前は2,000)
	肥育豚 (概ね生体90kg以上)	—	—	4,500